

企業組合及び特定非営利活動法人の組織変更の 登記に関する政令案について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

企業組合及び特定非営利活動法人の組織変更の登記に関する政令案について

1 制定の趣旨

労働者協同組合法（令和2年法律第78号）の施行に伴い、企業組合及び特定非営利活動法人の組織変更の登記について定めるもの。

2 政令案の概要

(1) 企業組合の組織変更の登記

- ① 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）が労働者協同組合法（以下「法」という。）附則第5条第1項に規定する組織変更（以下①及び②において「組織変更」という。）をしたときは、法附則第5条第4項第7号に規定する効力発生日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後の労働者協同組合については設立の登記をしなければならない。
- ② 商業登記法（昭和38年法律第125号）第78条の規定は組織変更前の企業組合についてする①の登記について、同法第76条及び第78条の規定は組織変更後の労働者協同組合についてする①の登記について、それぞれ準用する。
- ③ 組織変更後の労働者協同組合についてする①の登記の申請書には、商業登記法第18条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

（ア）組織変更計画書、（イ）定款、（ウ）代表権を有する者の資格を証する書面、（エ）法附則第6条第3項の規定による公告及び催告（同条第4項の規定により公告を官報のほか中小企業等協同組合法第33条第4項第2号

企業組合及び特定非営利活動法人の組織変更の登記に関する政令案について

又は第3号に掲げる公告方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(2) 特定非営利活動法人の組織変更の登記

(1)は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の組織変更について準用する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

労働者協同組合法の施行の日（令和4年10月1日）

（申請書の添付書面）

第18条 代理人によつて登記を申請するには、申請書（前条第4項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

（組織変更の登記）

第76条 株式会社が組織変更をした場合の組織変更後の持分会社についてする登記においては、会社成立の年月日、株式会社の商号並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第78条 株式会社が組織変更をした場合の株式会社についての登記の申請と組織変更後の持分会社についての登記の申請とは、同時にしなければならない。

- 2 申請書の添付書面に関する規定は、株式会社についての前項の登記の申請については、適用しない。
- 3 登記官は、第1項の登記の申請のいずれかにつき第24条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

附則

（企業組合の組織変更の登記）

第15条 企業組合が組織変更をしたときは、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（企業組合の組織変更に関する規定の準用）

第19条 附則第6条、第9条及び第11条から第15条までの規定は、特定非営利活動法人の組織変更について準用する。この場合において、附則第6条第4項中「中小企業等協同組合法第33条第4項」とあるのは「特定非営利活動促進法第28条の2第1項」と、附則第11条第2項中「効力発生日に、附則第5条第4項第6号に掲げる事項についての定めに従い」とあるのは「効力発生日に」と、附則第12条第1項中「中小企業等協同組合法第111条第1項（第5号に係る部分に限る。）に規定する行政庁」とあるのは「特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。